

令和5年度 第1回 埼玉県スポーツ推進審議会 会議資料一式

埼玉県スポーツ推進審議会委員 名簿

(令和5年10月1日現在)

No.	選出	所属等	役職・現職等	氏名
1	団体推薦	埼玉県議会	総務県民生活委員会副委員長	小川 直志
2		埼玉県学校体育協会	三郷工業技術高校 校長 学校体育協会評議員	樫浦 岳人
3		埼玉県レクリエーション協会	フォークダンス連盟副理事長	白川 玲子
4		埼玉県スポーツ協会	専務理事	久保 正美
5		埼玉県スポーツ推進委員協議会	副会長	西内 利夫
6		埼玉県障害者スポーツ協会	副会長	重田 博
7		(株)テレビ埼玉	取締役編成局長	新井 千里
8		埼玉県医師会 健康スポーツ医会	県医師会理事 健康スポーツ医会副会長	今村 恵一郎
9		埼玉県都市教育長協議会	理事 蕨市教育委員会教育長	松本 隆男

(任期 令和5年10月1日～令和7年9月30日)

No.	選出	所属・役職等	氏名
10	学識経験	埼玉大学 教授	有川 秀之
11		大東文化大学 准教授	工藤 保子
12		ちふれASエルフェン埼玉 マーケティング事業部 マネージャー	竹内 佐智佳
13		彩の国SCネットワーク 副理事長	相澤 和江
14		スポーツキャリアアドバイザー (クラーク記念国際高等学校 スポーツ教育専攻講師)	善福 真凧
15		埼玉ゴールボールクラブ選手兼コーチ (リーフラス(株)所属)	安達 阿記子
16	公募	-	増野 秀夫
17		-	竹末 愛瞳

次第

- 1 開会
- 2 県民スポーツ文化局長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 会長・副会長の選出
- 5 説明事項
 - (1) 埼玉県スポーツ推進計画（令和5年度～令和9年度）について
（参考）スポーツ実施率について
 - (2) 部活動地域移行モデル事業について
 - (3) 「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」への名称変更について及び
特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会結果について
 - (4) 埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業概要について
 - (5) 埼玉県のeスポーツの取組について
- 6 議事
 - (1) 埼玉県スポーツ推進審議会傍聴要領の改正について
 - (2) オリパラ一体の埼玉トップアスリート輩出事業について
- 7 事務連絡
- 8 閉会

埼玉県スポーツ推進計画（令和5年度～令和9年度）について

基本理念

スポーツがはぐくむ
輝く埼玉

基本目標

**目標1 すべての県民にスポーツを
～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～**

【指標1】 週に1回以上スポーツをする成年の県民の割合
・スポーツ・レクリエーション活動を週に1回以上する
成年の県民の割合（スポーツ実施率） **65.0%以上**

【指標2】 子供のスポーツ意欲
・中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を
持ちたいと思う県内中学2年生の割合 **85.0%以上**

【指標3】 パラスポーツの推進
・彩の国ふれあいピックの参加者数 **4,500人以上**

**目標2 多彩なスポーツの機会創出
～県民一人一人がスポーツの価値を享受～**

【指標4】 スポーツを現地で観戦した割合
・過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合
（プロ・アマ問わず）を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合 **50.0%以上**

【指標5】 スポーツに関するボランティアに参加した割合
・スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに
関するボランティア活動を行っている県民の割合 **10.0%以上**

**目標3 県民に夢と希望を与える
埼玉トップアスリートの輩出
～スポーツ先進埼玉の更なる発展～**

【指標6】 アスリートの活躍（国内）
・国民体育大会（国民スポーツ大会）における天皇杯（男女総合成績） **3位以上**

【指標7】 アスリートの活躍（国際）
・国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の
年間延べ入賞者数 **500人以上**

**目標4 社会におけるスポーツの力の発揮
～スポーツを通じた活力のある社会の実現～**

**【指標8】 プロトップスポーツチーム・トップアスリートとの
連携**
・プロ・トップスポーツチームやトップアスリートと県との
連携事業数 **72件以上**

施策

**施策1 スポーツ実施率の低い女性、働く世代・
子育て世代のスポーツ機会の充実**

- (1) 女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供
- (2) 働く世代・子育て世代のライフスタイル、ニーズに応じたスポーツの機会の提供促進
- (3) スポーツ科学を活用したスポーツ実施率の向上促進

施策2 子供・若者のスポーツ活動の充実

- (1) 学校体育の充実
- (2) 学校運動部活動の充実と地域クラブ活動への移行に向けた支援
- (3) 地域におけるスポーツ活動の充実
- (4) スポーツを通じた青少年の健全育成

施策3 パラスポーツの機会の充実

- (1) 障害に応じたスポーツの機会の創出
- (2) パラスポーツの推進

**施策4 スポーツを通じた高齢者の健康増進・
生きがいづくり**

- (1) 高齢者がスポーツに気軽に参加できる場や機会の充実
- (2) 第38回全国健康福祉祭（ねんりんピック）さいたま大会（仮称）の開催
- (3) スポーツを通じた健康増進・健康長寿社会の実現

施策5 スポーツを支える基盤づくり

- (1) スポーツの機会を提供する多様な担い手の育成・連携推進
- (2) スポーツを支える担い手が活躍する場の充実
- (3) スポーツ・レクリエーションの場・施設の整備推進
- (4) スポーツに関する情報発信の強化
- (5) スポーツにおけるDXの推進

**施策6 スポーツを楽しむことができる
多様な機会の創出**

- (1) 身近で気軽にスポーツに親しめる機会の充実
- (2) 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催
- (3) プロ・トップスポーツチーム等を身近に感じる機会の拡大

**施策7 スポーツ科学によるアスリート
（パラアスリート含む）の競技力向上**

- (1) 競技スポーツ人口の拡大及びアスリートの発掘・育成・強化支援
- (2) アスリートの競技力向上支援
- (3) アスリートの競技継続支援
- (4) プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実
- (5) 支援体制の強化
- (6) 屋内50m水泳場、スポーツ科学拠点施設の整備推進

**施策8 スポーツ・インテグリティ及び
安全・安心の確保**

- (1) スポーツ団体の組織力・ガバナンス強化
- (2) スポーツ団体のコンプライアンスの徹底・スポーツにおけるハラスメントの防止
- (3) スポーツ・インテグリティの促進・ドーピングの防止
- (4) スポーツ事故・スポーツ障害の防止

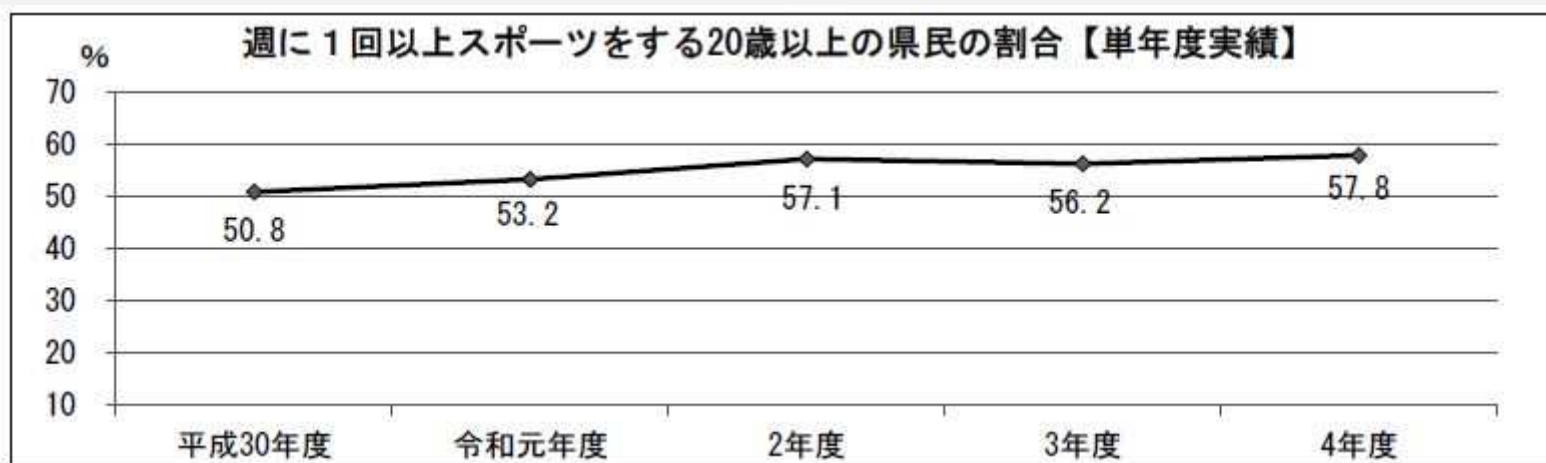
施策9 スポーツを通じた共生社会の実現

- (1) 女性の活躍
- (2) パラスポーツの普及・裾野拡大
- (3) 国際交流の促進

施策10 スポーツを通じた地域の活性化

- (1) スポーツを核とした魅力ある地域づくり
- (2) プロ・トップスポーツチームやトップアスリートとの連携・協働による地域振興
- (3) スポーツの成長産業化

(参考) スポーツ実施率について



参考・国

区分	R4
全体	52.3
男性	54.4
女性	50.2

部活動の地域移行（休日の地域クラブ活動）について

【国の考え方】 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要
- 学校部活動が担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくという視点も有し、新たに地域クラブ活動を整備する必要（社会教育法上の「社会教育」、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」としての捉え）
- 地域クラブ活動の整備は、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機
- 地域の実情に応じ、関係者の理解の下、できるところから取組を進めることが望ましい（令和5年度～7年度「改革推進期間」）

【埼玉県の考え方】

- 背景 進展する少子化を背景に、学校の働き方改革も踏まえ、従来の部活動を実施・運営することが困難となりつつある

人数が集まらない（チームが組めない） やりたい部活動がない

- 方向性 地域における生徒の多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備

まずは休日について、生徒の希望する活動を可能にする

生徒の
選択肢

- ① 地域クラブ活動（市町村教委＋学校＋運営団体・実施主体が連携）
- ② 従来のクラブ活動・サークル活動・習い事など

自由で多様な
休日の活動

【課題】

- ◆ 受け皿確保
- ◆ 指導者確保
- ◆ 参加費用負担

県による支援策

■ 埼玉県地域クラブ活動推進協議会の設置・開催【令和5年4月～】

- ① 市町村や関係団体等からの意見や課題を整理
- ② 市町村における地域クラブ活動の整備に向けた指針の検討・策定
- ③ 各市町村の取組に対する支援内容等の検討

■ 実証事業の支援と県内への情報発信

- ① 国の実証事業実施に係る市町村・団体間のつなぎ・助言等
 - ・ 市町村間や、市町村と団体等（総合型地域スポーツクラブ・プロスポーツチーム等【公募】）とのつなぎ・助言
- ② 地域クラブ活動に関する情報発信等
 - ・ シンポジウム、ポスター、リーフレット、HP 等
 - ・ 多様なステークホルダーによる地域ミーティング（実証事業の課題・成果共有、解決等の検討、地域内の連携促進等）
- ③ 地域クラブ活動の受益者負担に関する県民の理解促進（シンポジウム、ポスター、リーフレット、HP 等）

■ 運営団体、実施主体、人材の育成・確保

- ① 関連機関との連携（スポーツ協会、文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ団体、大学、プロスポーツチーム、指定管理者等）
- ② 人材の掘り起こしのための説明会や講習の実施
- ③ 県スポーツ協会と連携した人材育成プログラムの開発
- ④ 人材バンク等の整備

令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 採択団体一覧



「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」への名称変更について 特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会結果について

	旧	新
大会名称	国民体育大会	国民スポーツ大会
英語表記	NATIONAL SPORTS FESTIVAL	JAPAN GAMES
略称	国体	国スポ

1. 趣旨

世界中のあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、「スポーツ」の価値を世界の人々と分かち合い、「スポーツ」を通じた社会変革に向け世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いるべく、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」と改める等の改正を行う。



【2024年大会について】

○冬季大会

- ・やまがた雪未来国スポ(スキー)
- ・新たな光へ！とまこまい国スポ(スケート・アイスホッケー)

○本大会

- ・SAGA2024国スポ

※「スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成30年法律第56号)」の施行(令和5(2023)年1月1日)に伴い2024年大会より名称変更

【2023年大会結果】

- ・特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」
天皇杯(男女総合成績) 第5位
皇后杯(女子総合成績) 第4位
- ・特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」
メダル獲得数 77個 第5位

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 概要について

事業手法

PFI方式（BTO）

事業者は、本施設を整備した後に県に所有権を移転し、運営・維持管理を行う。

事業敷地

面積 約2.4ha（約23,749㎡）

住所 埼玉県川口市道合390 ほか

JR線 東浦和駅から徒歩28分。

東京外環自動車道 川口中央インターチェンジから車で約4分

事業期間

事業契約締結の日～令和24年3月

設計・建設期間 事業契約締結の日～令和9年3月31日

開業準備期間 令和9年4月1日～令和9年6月30日

供用開始予定日 令和9年7月1日

運営・維持管理期間 令和9年7月1日～令和24年3月31日

事業予定者

代表企業 前田建設工業（建設）

構成員 シンコースポーツ（運営・維持管理）

協力企業 大建設設計（設計・工事監理）、申明建設（建設）

代表企業と構成員により特別目的会社を設立し、事業契約は当該特別目的会社と締結。

鳥瞰図



施設概要

延床面積 約15,622㎡
階数 地下1階・地上2階
構造 鉄筋コンクリート造+鉄骨造
(一部、鉄骨鉄筋コンクリート造)



メインエントランス

埼玉県のeスポーツの取組について

1 eスポーツとは

「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称 (出典 (一社)日本eスポーツ連合)

2 eスポーツを取り巻く現状

(1) 競技人口や認知度、関連市場の増加、拡大

- ・世界市場14億ドル(2022)、日本市場130億円(2023) (出典 榊角川アスキー総合研究所、(一社)日本eスポーツ連合)
- ・FORTNITE 5.0億人(2023)、サッカー 2.6億人(2022) (出典 ロイター社、ナショナルジオグラフィック社)

(2) 課題解決の手段として活用

大会名等	主な目的
・ I O C オリンピック e スポーツシリーズ	若者の呼び込み、リアルスポーツの参加促進
・ アジア競技大会 (2022年杭州、2026年名古屋)	産業振興
・ 国民体育大会文化プログラム	大会機運盛り上げ、開催自体文化の発信
・ 自治体主催イベント 都道府県 東京、茨城、群馬、栃木、京都 市町村 横須賀、泉佐野、福岡 等	まちづくり、産業振興、健康増進、共生社会

埼玉県のeスポーツの取組について

3 令和4年度の取組

熊谷ラグビー場 大型ビジョンを活用したeスポーツ大会の開催

(1) eSports DREAM CHALLENGE

- ・埼玉パナソニックワイルドナイツ選手、プロeスポーツプレイヤーがeスポーツで対決
- ・ワイルドナイツ選手と一般公募キッズとの交流会も実施

(2) TEKKEN7 SPECIAL TOURNAMENT

- ・プロeスポーツプレイヤー6名が1Dayトーナメントで激突



インターネット観戦延べ約24,000名
(瞬間最大同時観戦者数2,000名)

4 今後の取組

eスポーツの普及・裾野拡大に向け、その地域活性化など多彩な可能性を実証するため、2つのイベントを開催

(1) 普及イベント

- ア 対象：誰もが参加可能（参加無料）
- イ 内容：プロ選手エキシビジョンマッチ、ビギナー向け体験会、プロ選手との交流会 等

(2) トレーニングキャンプ

- ア 対象：高校生（公募25名程）
- イ 内容：プロチームによる指導（操作技術、戦術等）、メンタル、食事等指導、学校関係者・県内企業の見学受入れ 等



企業版ふるさと納税を活用
(寄附額 1,000万円)

埼玉県スポーツ推進審議会傍聴要領の改正について

1 改正趣旨

埼玉県の「附属機関等への県民参加の促進に関する指針」が一部改正されるたことを踏まえ、埼玉県スポーツ推進審議会の公開は、原則「オンライン傍聴」を認めることにより行うこととするため、関係規定を整備するもの。

2 オンライン傍聴要領（概要）

(1) 傍聴する場合の手続

- ・ 会議の傍聴を希望する方は、会議開催日の3日前までに事務局まで申し込み
- ・ インターネット回線や視聴に必要な設備等は傍聴希望者自身が準備

(2) 会議の秩序の維持

- ・ 傍聴者が会議を傍聴するに当たって守るべき事項に違反し、かつ事務局からの注意に従わないときは、退室していただく場合あり

(3) その他

- ・ 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性があり
- ・ 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、審議会はその責を負わない

傍聴要領（オンライン傍聴）

埼玉県スポーツ推進審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催日の3日前までに事務局まで申し込みをしてください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者は、会議開催時刻になりましたら別途案内される傍聴用URLから傍聴してください。
- (4) インターネット回線や視聴に必要な設備等は御自身で準備してください。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要があります。
 - ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
 - イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。
 - ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反し、かつ事務局からの注意に従わないときは、退室していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
- (2) 他の者を代理で傍聴させないこと。
- (3) 他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。

- (4) 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- (5) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

4 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性があります。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、審議会はその責を負いませんので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

年 月 日

オンライン傍聴申込書(例)

年 月 日開催「 年 第 回埼玉県スポーツ推進審議会」を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。

傍聴人氏名（ふりがな）	
電話番号（自宅又は携帯）	
メールアドレス	

【セキュリティ要件】

傍聴に当たっては、お使いの端末等が次のセキュリティ要件を満たす必要があります。

- ・ 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
- ・ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。
- ・ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

【その他留意事項】

- ・ 傍聴に当たっては、傍聴要領を遵守していただきます。
- ・ 傍聴の受付は、 年 月 日（ ）まで先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- ・ 傍聴を希望される方は、傍聴要領を御確認の上、事務局まで申し込みをしてください。
- ・ 傍聴可否については、 年 月 日（ ）までに事務局から御連絡します。

年 月 日

誓約書

年 月 日開催「 年 第 回埼玉県スポーツ推進審議会」の傍聴に当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

【遵守事項】

- 1 使用する端末等が「セキュリティ要件」を満たしていること。
- 2 傍聴要領を遵守し、審議会の円滑な運営に協力すること。
- 3 審議会による許可がない限り、会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。
- 4 その他、傍聴に際しては、事務局の指示に従うこと。

傍聴人氏名 _____

傍聴要領（会場傍聴）

埼玉県スポーツ推進審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、所属及び連絡先等の必要事項を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反し、かつ事務局の注意に従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 その他

公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

埼玉県スポーツ推進審議会 傍聴要領 新旧対照表

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">傍聴要領 (オンライン傍聴)</p> <p style="text-align: center;">埼玉県スポーツ推進審議会</p> <p>1 傍聴する場合の手続</p> <p>(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催日の3日前までに事務局まで申し込みをしてください。</p> <p>(2) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。</p> <p>(3) 傍聴者は、会議開催時刻になりましたら別途案内される傍聴用URLから傍聴してください。</p> <p>(4) インターネット回線や視聴に必要な設備等は御自身で準備してください。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要があります。</p> <p>ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。</p> <p>イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。</p> <p>ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。</p> <p>2 会議の秩序の維持</p> <p>(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、事務局の指示に従ってください。</p> <p>(2) 傍聴者が3の規定に違反し、かつ事務局からの注意に従わないときは、退室していただく場合があります。</p> <p>3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項</p> <p>傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。</p>	<p>(新設)</p>

- (1) 傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
- (2) 他の者を代理で傍聴させないこと。
- (3) 他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。
- (4) 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- (5) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

4 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性があります。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、審議会はその責を負いませんので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

埼玉県スポーツ推進審議会 事務局 宛
メールアドレス： @pref.saitama.lg.jp

年 月 日

オンライン傍聴申込書

年 月 日開催「 年第 回埼玉県スポーツ推進審議会」を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。

傍聴人氏名（ふりがな）	
電話番号（自宅又は携帯）	
メールアドレス	

【セキュリティ要件】

- 傍聴に当たっては、お使いの端末等が次のセキュリティ要件を満たす必要があります。
- ・ 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
 - ・ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。
 - ・ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

【その他留意事項】

- ・ 傍聴に当たっては、傍聴要領を遵守していただきます。
- ・ 傍聴の受付は、 月 日（ ）まで先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- ・ 傍聴を希望される方は、傍聴要領を御確認の上、事務局まで申し込みをしてください。
- ・ 傍聴可否については、 月 日（ ）までに事務局から御連絡します。

年 月 日

誓約書

年 月 日開催「 年第 回埼玉県スポーツ推進審議会」の傍聴に当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

【遵守事項】

- 1 使用する端末等が「セキュリティ要件」を満たしていること。
- 2 傍聴要領を遵守し、審議会の円滑な運営に協力すること。
- 3 審議会による許可がない限り、会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。
- 4 その他、傍聴に際しては、事務局の指示に従うこと。

傍聴人氏名

(新設)

傍聴要領 (会場傍聴)

埼玉県スポーツ推進審議会

1 傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、所属及び連絡先等の必要事項を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が3の規定に違反し、かつ事務局の注意に従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 その他

公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

傍聴要領

埼玉県スポーツ推進審議会

1 傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、所属及び住所(市町村名のみ)を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

オリパラ一体の埼玉トップアスリートの輩出について

事業概要

県ゆかりのアスリートが健常者・障害者ともに、国内主要大会・国際大会において活躍するために、スポーツ科学に基づく発掘・育成から強化支援まで一貫したサポートを整備

健常者・障害者アスリートの交流機会の創出

認定証交付式



合同研修会



専門家による個別サポート



障害予防講義の様子



専門家による個別指導

発掘・育成

・プラチナキッズ

...小学5、6年生を対象に、運動能力開発のためのトレーニング指導や様々な競技体験会を通して、適性ある競技と出会い、挑戦するきっかけを支援

・プラチナジュニア

...中学1～3年生を対象に、特定の競技に非凡な能力のあるアスリートを発掘し、自己の可能性に挑戦する環境を整備



・障害者アスリート発掘のための測定会・体験会

...先天性の障害だけでなく中途障害も含め広く募集。身体能力の測定及び多様な競技の体験を通し、適性ある競技を見つける機会を提供

強化

・プラチナアスリート・パラドリームアスリート

...国際舞台での活躍が期待されるアスリートにスポーツ医科学を活用したサポートを提供。パラアスリートを対象に遠征費や競技用具の整備のための強化費を助成。



オリパラ一体の埼玉トップアスリートの輩出について

議事事項(案)

- オリパラアスリートの競技力向上などのために、スポーツ科学を用いた個別サポートを提供しているが利用者が伸び悩んでいる。
→利用者を増加するためにはどのような取組が必要であるか。
- 中学校の部活動は、普及や競技力の向上に大きな役割を果たしている。
一方、部活動数が少ない競技は、この年代の競技人口の増加が見込めない。
→競技人口のすそ野を広げて強化につなげるためにはどうしたらいいか。
- 今年度新たに発掘のための測定会・体験会を始めた。普通学校に通う障害をもつ学生や後天的に障害を持った社会人への周知、参加の働きかけに苦慮した。
→どのような広報や参加の働きかけが効果的か。